

30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る 意見書

子どもたち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いであり、そのためには教育条件整備の教育予算の確保が不可欠である。

日本は OECD 諸国に比べて 1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応をするためには、学級規模を引下げる必要がある。文部科学省が 2010 年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中学校の望ましい学級規模」として 26 人～30 人を挙げていることから、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。

子どもたちをとりまく社会状況や家庭環境等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっている。不登校、いじめ等生徒指導の課題が深刻化するとともに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加、発達障がいを含む児童生徒対応等が新たな課題となっていることに加えて、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加していることから、学級規模縮減以外にも様々な定数改善が必要である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国(28 か国)の中で日本は最下位となっている。そして、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じている。

よって、国においては、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう次の事項を実現することを強く求める。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD 諸国が実現してい

る 30 人以下とすること

- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 29 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄